

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 5 月 23 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用しているレーダー式沿岸波浪観測装置（以下、「本装置」という。）及び沿岸波浪観測システム（以下、「本システム」という。）の点検・調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構成、動作の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 レーダー式沿岸波浪観測装置及び沿岸波浪観測システムの点検・調整
- (2) 業務内容 既存の本装置及び本システムの機能を維持し、観測精度の維持を図るための点検及び調整を行う。
- (3) 履行期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）

3 業務目的

本業務は、本装置及び本システムの点検調整を実施することで、安定した機能を維持し、波浪の観測及び波浪に関する情報の適切かつ迅速な発表に資することを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置及び本システムが、波浪観測及び波浪防災上極めて重要な機器であることを理解し、業務に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本装置及び本システムの性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足させるような点検調整を行うことができる施設や装置を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 発注者から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。

② 発注者の許可を受けた場合を除き、本業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務実績に関する要件

本装置及び本システムの検査・精度維持について知識を有するか、同等の機器の点検調整作業の実績を有していること及び無線従事者資格を有すること。

(6) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。)を適切に管理する体制を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 中村 俊明

電話 03-6758-3900 (内線 2523)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年5月23日(金)から令和7年6月12日(木)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年6月13日(金) 17時まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において

関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（５）詳細は説明書による。